

賀来川の流路の移行と賀来荘および平丸名について

二 宮 好 雄

一、賀来荘の発生

多くの先生方の研究によつても発生については不明であり和名抄にも出名しない。筆者はある時期に神崎、笠和、阿南郷の接する山間地帯の柞原に八幡社が創建され、周辺を社領として発生したものと考えている。大宮司大神広房が鳥羽院の勅勘を蒙り平時信が領家職として（一一四九）賀来荘を拝領した。時信が死亡したのが一一四九年であるからそれ以前のことである。

現存する由原文書に賀来社の名称が附いているのは治承元年（一一七七）藤原朝臣「家長カ」に対する下文で八幡賀来社がありそれ以前はいずれも八幡由原宮あるいは八幡大菩薩由原宮とある。

平地の現在の大分町大字賀来が、八幡宮周辺の賀来荘に吸集せられ更に平地の賀来が強大になつて賀来と称するようになつたことについては賀来川の流路の移行が一因をなしていると思われる。

二、地名賀來の出名

長寛二年（一一六四）宮師僧院清讓状に「大般若修理田一丁在賀來」とあり賀來の名称が見られる、この賀來はつぎに述べる貞助の寄進田と同一地域のものとみられるので黒田里も賀來の一部かと思う。この賀來の範囲を地形によつてつぎのようを見たい。

保延年頃（一一三四）までは今の賀来川は大分町角前部落下、市部落の中央を東流し片面部落下で大きく南に曲つて大分市尼が瀬部落西で大分川に合流していた。この川の北側、庄の原台地に属する部分以北が神領賀来莊で南側は

阿南郷であつたが保延五年（一一三九）以後この賀来川が現在の位置に近い流路となつたためにこの新賀来川以北の阿南郷の地が地形的に賀来莊側についたことになる。(1)

もちろん簡単に変更されるものではないがこの地が平丸郡司の私領化して

いたらしい。保延五年八月平丸郡司藤原朝臣貞助は大般若修理田として阿南郷内黒田里玖坪を寄進している、この

玖坪（九坪）は久安三年（一一四七）

仁平元年七月（一一五二）にも出てく

る、坪を一丁としたのは条里制に見られるので賀来にある条里制跡である東院中島間の白紙周辺がこれに相当するものと思ふ。



前記この「在阿南郷内黒田里玖坪一丁」は長寛二年には在賀来となつており賀来川の南岸であるがこの地は賀来に含まれた

(現在の中島大坪)。このように平地の賀来が見られるようになつた。

註 (1)

難城雜誌片面丑殿社由緒に「天長二年由原八幡建立後この附近に一丁八段の神田あり同社の神人大炊檢校がその神田を耕して毎年お供えする職であつた」云々とあり神田も現存し神領が賀来川の北岸で片面あたりまで賀来莊に含まれていたことを示している、この母人の家は大分県史料九(第二部大分)の四九七安部文書を出した家で炊殿檢校職の免許状が宮師から出ている。

三、地名平丸について

前記平丸郡司の平丸郡の位置は東院、中島部落間の黒田里を含んだ前記古い賀来川の南側片口、車木等を平丸郡と称したのである。渡辺澄夫博士は「郡制がこわれ郷が郡と同じ性質となり郡郷司の私領化した郷が一族内の所領分割によつて平丸郷とよばれその私領主を平丸郡司と称したものであろう」といわれている。

文治四年(一一八八)の留守所帖によれば「仮殿造営の造食米は賀来庄年貢并平丸所当米」を宛つべき例であるとして平丸が地名として出名する、賀来庄と平丸が併立して見られる。

四、平丸名神領となる

天福元年(一二三五)序宣「賀来社大神宝用途として阿南郷を以て一円不輸の神領となさしむ阿南郷中の本郷并平丸名を以てその用途に當つべし豊後国阿南郷平丸名を不輸の神領として賀来社大神宝を勤めせしむ(六年一度の大神宝会)左弁官下大宰府」とありまだ阿南郷に屬していた、この平丸名が阿南莊から独立して神領となり賀来莊と併立し後賀来莊に吸収され、さらに平丸に政治の中心が移行する。正應二年(一二八九)では面積は田代二百三十丁でこの内百余丁は神事に引募つて立用し滑荒、河成を除いて残り地を以て用途に當てたとあり、弘安図田帳では、

本荘二百町領家一条前左大将家室家 地頭賀来五郎惟永法連
平丸名三十町領家山法師備後僧都幸秀 地頭同前

となつており平丸名は賀来莊に移行し地頭が賀来五郎となつておる、以上由原社の社領に寄進されておりながら別に領家の存在することを渡辺博士は「備後僧都幸秀は由原八幡宮の最高位にあり一条家の二百町歩も預所となつており利益代表でもあり由原社も領家である」とされている。

このように阿南莊から分離した平丸名は由原社の最高位者幸秀が支配することになつた。阿南莊も寄進された際に幸秀が預所職になつてゐるが彼が領家としてさらに由原社領として完全に支配できたのは平丸名で、彼の下に賀来惟永が地頭職となつたのである。幸秀は惟永を平丸名に置いていたと思われ賀来に善神王神幸の祭礼もこのころより始つたのではないかと思われる。

宝始元年（一二四九）地頭維綱と預所職平頼妙法師の論争で小野津留加徵、井口ノ事とあり井口が論争の一点をなしていること、小野津留（大分川の南側）が平丸に含まれていたことなどから賀来惟綱は賀来に居を定めていたらしい。この平地平丸は漸次耕地とはなりつつあるが常荒や河成が多かつたので風水害を除くため二百十日（九月一日）、二百二十日（十一日）の時期に善神王が神幸され領内の暴風雨鎮圧を祈願されたのである。八朔田面の神事や六日の風祭りが残つてゐる。

正応二年（一二八九）官師円清の譲与状に、「最勝講田一町平丸^(イ)仁王講田一町賀来^(ウ)大般若修理田一町賀来^(ウ)灯油田二町^(イ)笠和、安居田六段平丸^(イ)」^(イ)とあり、これによつて見ると^(イ)賀来平丸^(ウ)賀来^(ウ)平丸^(イ)と三つに分れてゐる。^(イ)は井ノ口車木を指し、^(ウ)は中島大坪附近、^(イ)は桑原部落周辺で京田などを含む。

五、二人の賀来氏の出名

正安二年（一二三〇〇）当社八幡宮恒例不退の大小神事次第に、

千代丸役賀来越中守

平丸地頭役 賀來長門守納之、

八月一日注連下 平丸保役 賀來長門守

等とあつて、本荘の賀来越中守（地頭職か）平丸地頭職の賀来長門守の二人賀来氏が出名する、この越中守が惟永の子惟経であろうと思う。この長門守が、大字賀米中島の「城」附近に居を構えていたと推定される。この平地賀来が山地の賀来に対しで強力になることは当然で、人口も増加しつつあつたと見られる。

六、旧河の出名

元亨四年正月（一三二四）賀来社神人名帳のうち、御手人十二人の内一人 平丸弥三郎

馬帳 九人の内一人賀来旧河（かなづき）五郎次郎

長御崎十二人の内一人賀来旧河（かなづき）五郎次郎
馬帳 九人の内一人賀来旧河 藤七 とあり漸次耕地化しつつある旧賀来川跡（旧河）に住民があらわれつつある、この旧河は現在の集落より見て賀来駅前の市部落がこれに該当するものと思う。市部落の正主一氏（医師）の家は杵原神道であり徳川時代まで代々公文を名乗つており、庄の原よりこの市に一族を引連れて下り定着した文書があつたという。（由原八幡絵図では公文は市にある）

（註） 賀来川の流路が南方に移るまでは中島桑原部落は同一部落であり水路のために二分されたのちに南側が賀来となり桑原は平丸賀来になつた、また常荒・河成り・旧河等の出名や現在の大分市深河内（ふかわて）は古河内の転訛したものと考えてよいと思う、片面の下には川窪（かわくぼ）鬼自動車運転試験場附近に新川の字名が残つている。

七、古河の独立

明徳元年（一三九〇）放生会相撲出足注文では、七、小野津留百姓、八、賀来百姓、九、古河百姓となつて賀来旧河が、古河となつて分離している（由原八幡絵図では古河に相当する地域は賀来市村となつてゐる）。

文禄三年（一五九五）神領御供田のことの中に

一、田一町五反 かく庄内荏限郷にあり、

一、田一町賀来庄内しらかみにあり、

一、田畠七町かくの庄内にあり右の内壹町式段荏限郷に有 賀来の庄内、

とあり、右によると荏限郷が賀来庄内にある不自然な形であるが、賀来川の流路が南方に変つたため平丸賀来の東の方片面部落（当時は荏限村）の下に広大な平地ができ、その一部が現在の大分市に属する分に見られるように荏限郷に編入されたことから生れたものであろう。

八、結論

柞原八幡宮周辺庄の原台地に発生したと思われる賀来莊に、阿南郷の東北部にあつた平丸郡司の支配する土地が賀来川の流路が南方に移行したために賀来莊側に属するようになり古川跡は耕地となつて賀来の中心地となつた、他に流路の変更を物語る文書その他があるがはぶいた、平丸については調査は充分とはいえないが今まで位置を決定づける史料が得られない。

（住所 大分町賀来餅田、県工業試験場技術）